

全社民発第 80 号  
令和元年 8 月 26 日

厚生労働大臣 根本 匠 様

全国民生委員児童委員連合会

会 長 得能 金市

**制度創設 100 年を越えて、民生委員・児童委員活動の一層の活動強化に向けて  
—地域共生社会づくりに向けた民生委員・児童委員の活動環境改善にかかる要望—**

日頃より本会事業にご指導ご理解を賜り深謝いたします。

民生委員・児童委員は、100 年を越える活動の歴史の中で、一貫して、地域住民のひとりとして、地域のなかで困っている人に寄り添い、必要な機関へのつなぎ役として活動を続けてまいりました。制度創設 100 周年記念事業として平成 28 年度に実施した全国モニター調査では、全国各地の民生委員・児童委員が地域住民からの相談や自らの訪問活動のなかで社会的孤立などを背景に支援につながない要支援者を発見し、懸命に支援につなげる取り組みを行っていることが明らかになり、地域共生社会における包括的な支援の一翼を担っていくことが期待されているところです。

一方、本年は、一斉改選に向けて全国の自治体においてその準備が進められているところですが、民児協組織を通じて「なり手」の確保について苦慮しているとの声が寄せられており、活動に対する一層の理解づくりにむけた広報活動の強化が必要です。また、近年、民生委員・児童委員活動は、生活課題・福祉課題の広がりの中で、防災や消費者活動などにまで広がっており、活動環境の一層の整備が求められています。

こうした状況を踏まえ、民生委員・児童委員活動が地域共生社会づくりの骨格のひとつとして、制度の充実や活動の環境整備が図られるよう、下記のとおり要望いたします。

1. 地域共生社会づくりにおける民生委員・児童委員が期待される役割を果たすためには、都道府県・市内の連絡・調整機能を有する連合民児協の機能強化が不可欠であり、その設置・役割に関して法令上の位置づけを図ってください。
2. 町村部においても地域の実情に応じて複数の単位民児協の設置が図られるよう、民生委員協議会にかかる民生委員法の規定の見直しを行ってください。
3. 包括的な支援体制の整備にあたっては、民生委員・児童委員活動の現状や課題を十分に反映してください。特に、住民に身近な圏域における住民参加の活動拠点や相談体制などの体制整備は、単位民児協の圏域との整合性など民生委員・児童委員活動の環境整備に十分な配慮がなされるよう、自治体の理解を強く求めてください。
4. 区域担当民生委員の配置基準に関し、より柔軟な運用がなされるよう、都道府県に対して理解を強く求めてください。
5. 子どもをめぐる課題が多様化するなか、主任児童委員を増員することができるよう、配置基準の見直しを行ってください。
6. 増大する民生委員・児童委員活動に対応するため、民生委員活動費や民児協活動推進費を増額してください。また、実費弁償という性格に鑑み、消費税増税分を反映してください。
7. 民生委員・児童委員活動の安全・安心を保障するため、民生委員・児童委員活動保険の保険料への財政支援を拡充してください。
8. 民生委員・児童委員のための研修の充実を図ってください。
9. 民生委員・児童委員活動への理解と協力を広げるため、広報活動のより一層の充実を図ってください。
10. 災害時には、民生委員・児童委員が自身の安全の確保や生活復旧を最優先し、民児協としての活動が展開できるよう、その基盤となる被災者等への福祉的な支援策を拡充してください。また、東日本大震災や熊本地震等の被災地における被災者への支援活動への支援を継続してください。

## 【要望内容】

### 1. 地域共生社会づくりにおける民生委員・児童委員が期待される役割を果たすためには、都道府県・市内の連絡・調整機能を有する連合民児協の機能強化が不可欠であり、その設置・役割に関して法令上の位置づけを図ってください。

- 民児協組織には、法に基づき設置されている法定単位民児協に加え、市・区、都道府県、全国の各段階において連合体としての民児協（連合民児協）が設置されています。地域共生社会づくりにおいては、民生委員・児童委員が各種の合議体や協議会などへの参画やさまざまな地域づくりへの取り組みが期待されるなかで、単位民児協活動の充実とともに、都道府県・市町村を圏域とする連合民児協における連絡・調整が非常に重要です。
- しかし、現状においては、連合民児協の設置に関して、法令上の根拠がないため、自主的に設置された任意の組織になっており、活動内容や財政力に格差が生じています。さらに、喫緊の課題である民生委員・児童委員のなり手の確保には、組織的に活動をすすめることが大切です。また、民生委員・児童委員活動のなかで把握した住民のニーズを行政等に伝えるためにも、連合民児協としての意見具申が重要になっています。
- 連合民児協の基盤を整備するために、その設置、役割に関して法令上の位置づけを行っていただくとともに、連合民児協に関する予算措置を図ってください。

### 2. 町村部においても地域の実情に応じて複数の単位民児協の設置が図られるよう、民生委員協議会にかかる民生委員法の規定の見直しを行ってください。

- 法定民児協（単位民児協）については、民生委員法第 20 条 2 項において、町村では特別の事情のある場合以外は全域をもって 1 民児協とするべきとされており、現在、町においては民生委員定数が 50 人以上のところは 4 分の 1 を超える状況となっています。この人数規模では、定例会において委員全員が発言し、協議をするのは不可能です。
- 「特別の事情のあるときの外」と但し書きがあるものの、民生委員法第 20 条 2 項の規定により、民児協の分割に関し理解を得られないのが現実です。民生委員法の規定を見直し、町村においても複数の民児協を設置できるようにしてください。

### 3. 包括的な支援体制の整備にあたっては、民生委員・児童委員活動の現状や課題を十分に反映してください。特に、住民に身近な圏域における住民参加の活動拠点や相談体制などの体制整備は、単位民児協の圏域との整合性など民生委員・児童委員活動の環境整備に十分な配慮がなされるよう、自治体の理解を強く求めてください。

- 平成 28 年に実施した全国モニター調査では、全民生委員・児童委員のうち 4 分の 1 が、日ごろの地域における活動において、多様な生活課題・福祉課題を抱えていても、支援につながっていない困難事例（約 5 万 4 千件）を発見し、支援を行った経験がある一方で、その約 3 割の事例は適切な専門機関につなぐことができない、またつなぎ先があってもその約 1～2 割は必要な支援に至らない状況、さらに、やむをえず委員が単独で支援している実態も少なくないことなどが明らかになり

ました。

- 包括的な支援体制が整備されることによって、こうした状況が改善され、社会的孤立のなかで困難な状況にある人々が、様々な支援や地域住民等の助けを得て、課題解決を図り、安心して暮らすことのできる共生社会の実現することは、民生委員・児童委員の活動をめざすところでもあり、また活動そのものをより活性化させるものと、大いに期待を寄せております。
- 特に、民生委員・児童委員の活動のエリアである住民に身近な圏域における住民参加の活動拠点等の整備や総合的な相談支援の仕組みの構築にあたっては、単位民児協の圏域と整合性を図るなど、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに十分な配慮が行われることが重要です。
- 包括的な支援体制の整備は、各自治体の地域福祉計画の策定を通じて図られると思われませんが、民生委員・児童委員活動の現状や課題などが十分に反映されるよう、各自治体に強く理解を求めてください。

#### **4. 区域担当民生委員の配置基準に関し、より柔軟な運用がなされるよう、都道府県に対して理解を強く求めてください。**

- 現在、区域担当民生委員の配置基準は、国が示す参酌基準を踏まえ、都道府県が市町村長の意見を聞いて、条例で定めるとされ、世帯数ごとに下記のとおり配置することとされています。

東京都区部・指定都市：220～440 世帯ごと
中核市・人口 10 万人以上の市：170～360 世帯ごと
人口 10 万人未満の市：120～280 世帯ごと
町村：70～200 世帯ごと

- 現実としては、都市部ほど担当世帯数が多くなっており、平成 28 年に本会が全国の委員を対象に実施した調査の結果では、東京特別区では 500 世帯を超える世帯を担当している委員が 5 割弱いるという結果も出ています。
- また、その一方で町村部では 1 人の委員が広域を担当している場合もあり、世帯数だけでは、民生委員・児童委員活動に必要な配置ができないこともあります。
- 区域担当民生委員の配置にあたり、世帯数だけではなく、高齢化率や児童数、区域の広さなどを勘案し、市町村ごとにより柔軟な運用をするよう、都道府県に対する理解が図られるよう十分な周知をお願いいたします。

#### **5. 子どもをめぐる課題が多様化するなか、主任児童委員を増員することができるよう、配置基準の見直しを行ってください。**

- 主任児童委員の配置基準は、民児協の規模により定数 39 人以下の民児協は 2 人、40 人以上の民児協は 3 人の配置とされています。
- 主任児童委員はその活動のなかで学校との関係が重要になることから、学区単位の配置等が求められます。市町村の実態にあわせて主任児童委員を増員できるよう、配置基準の見直しを要望いたします。

**6. 増大する民生委員・児童委員活動に対応するため、民生委員活動費や民児協活動推進費を増額してください。また、実費弁償という性格に鑑み、消費税増税分を反映してください。**

- 民生委員・児童委員の活動は、近年、社会福祉分野にとどまらず、防災や消費者保護など、多岐にわたっており、ますます増大していく傾向にあります。その一方、地方においては過疎化がすすみ、民生委員・児童委員が担当する区域も広がっています。また、通信機器の発達に伴い、民生委員・児童委員は常に携帯電話などを通じ、地域住民からの相談に応じることが期待されています。
- このような環境の変化や活動範囲の拡大に対応するため、実費弁償費である民生委員活動費を実費にあうものとなるよう、増額してください。また、実費弁償費という性格を踏まえ、少なくとも消費税の増税分の増額は必須のものと考えます。
- また、国においては地方交付税に年額 59,000 円を積算していただいておりますが、市区町村においてはこの金額を下回る額しか支弁していません（本会の平成 26 年度調査では約 2 割の市区町村が同額以下とみられます）。すべての市区町村で国が歳出している金額が支弁されるよう、引き続き周知してください。
- また、単位民児協における連絡・調整のための業務が増大していることに着目し、民児協活動推進費においてその事務費相当額を増額してください。

**7. 民生委員・児童委員活動の安全・安心を保障するため、民生委員・児童委員活動保険の保険料への財政支援を拡充してください。**

- 民生委員・児童委員活動保険は、平成 26 年度に民生委員・児童委員の活動上の安全・安心を保障すべく創設され、保険料（1 人年額 760 円）の 2 分の 1 相当分を国で補助していただいています。
- しかし、平成 26 年度から昨年度までの 5 年間に鑑みると、民生委員・児童委員の高齢化や事故の増加により、保険制度の維持に向けて見直しが必要な状況になっています。
- 民生委員・児童委員活動の安全・安心を継続して保障するため、民生委員・児童委員活動保険の保険料の見直しに向けて、財政支援を拡充してください。

**8. 民生委員・児童委員のための研修の充実を図ってください。**

- 今日、民生委員・児童委員には、多様化する住民の福祉ニーズ、生活課題への対応、災害時要配慮者への支援体制整備への協力、悪質商法被害防止等、多様な役割が期待されています。また、全体の約 6 割が 2 期め（就任後 6 年以下）の委員ということもあり、地域での活動に必要とされる幅広い知識の習得とともに、民生委員・児童委員相互の情報共有や支え合いの機会とするために、研修の充実が一層重要となっています。
- 本会が全国の委員を対象に実施した調査においても、「委員活動を続けていくために希望すること」として「自身の資質向上」が上位にあげられております。さらなる研修事業の拡充、参加促進のために必要な予算確保をお願いいたします。

- また、地方分権改革により民生委員・児童委員への研修は「都道府県知事が必要と認める内容」での実施に改められましたが、関係予算や研修回数などが削減されているのが現状です。民生委員研修の充実のため、国として地方自治体等が実施する研修の内容について、ガイドライン等を示すなど、県の格差を解消するための取り組みを図ってください。

## **9. 民生委員・児童委員活動への理解と協力を広げるため、広報活動のより一層の充実を図ってください。**

- 地域のなかで支援を必要とする住民を早期に把握し、必要な支援につなぐ役割を担う民生委員・児童委員には大きな期待が寄せられています。その一方、期待とともに活動にかかる負担も重くなっており、新たな「なり手」確保は全国的な課題です。
- 本年は、3年に一度の一斉改選を迎えます。全民児連においても、民生委員・児童委員について、そのやりがいをはじめ活動についての広報を強化しているところです。今後とも民生委員・児童委員のなり手を確保し、民生委員・児童委員活動の充実を図るため、関係予算を引き続き確保いただくとともに、国においても積極的な広報に取り組んでいただくよう要望します。
- また、子どもをめぐる課題が多様になっていることから、子どもたちや教育委員会関係者、学校教員等に、民生委員・児童委員の役割等について、理解していただくことが大切です。民生委員・児童委員活動に対する国民的理解づくりや将来的な担い手の確保のためにも、小中学校の教科書に民生委員・児童委員活動に関する記載を入れていただくよう、関係省庁への働きかけをお願いいたします。

## **10. 災害時には、民生委員・児童委員が自身の安全の確保や生活復旧を最優先し、民児協としての活動が展開できるよう、その基盤となる被災者等への福祉的な支援策を拡充してください。また、東日本大震災や熊本地震等の被災地における被災者への支援活動への支援を継続してください。**

- 民生委員・児童委員は、9割を超える自治体が災害時における避難行動要支援者名簿の共有先とされ、発災後の安否確認や被災者へのニーズ把握や生活支援など、災害時における民生委員・児童委員活動への期待は大きなものがあります。しかしながら、民生委員・児童委員も被災地住民の一人であるため、発災時には、自らの安全や生活復旧を優先し、被災者への相談支援などを行うことが基本だと考えています。
- 本会では、本年3月に、平時に災害時の対応を行政や関係機関との協議を図り、地域住民への防災意識の啓発を進めること、発災後は地震の安全当を最優先し、社協や福祉関係機関と連携した被災者支援を行うことを旨とする「災害時に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」を公表し、全国の民児協組織や関係団体に周知しました。
- しかし、その具体化にあたっては、民生委員・児童委員活動としての取り組みだけでは限界があります。現在、発災時には福祉関係者の派遣や福祉避難所の設置などの福祉的な被災者支援が展開されるよう、都道府県を単位に社協や福祉施設、民児協等の福祉関係者による広域ネットワークが形成されつつありますが、災害規模に即応した効果的な福祉的な支援が展開されることは、被災地の民生委員・児童委員活動の負

担軽減や効果的な活動につながると考えています。こうした災害時の福祉的な支援が、いつでもどの地域でも展開されるよう、公的財源による支援を拡充してください。

- また、東日本大震災、熊本地震、さらに昨年の7月豪雨災害、北海道胆振東部地震等の大規模災害の被災地では、今もなお避難生活をおくり、生活復旧の見通しのつかない地域住民も多くおります。被災地の民生委員・児童委員活動においては、被災住民の相談支援活動を継続していますが、これまで連携してきた地域支え合いセンターや生活支援相談員などの支援についても継続できるよう財源措置を行ってください。